

議題（１）宅地造成及び特定盛土等規制法の施行による成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の改正に伴うパブリックコメントの実施について

議題（２）「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正について【諮問】
資料

環境対策課

議題（１）宅地造成及び特定盛土規制法の施行による成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例の改正に伴うパブリックコメントの実施について（関連資料１－２）

令和３年７月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことから、危険な盛土等に関する法律による規制が十分ではないエリアが存在していることを踏まえ、土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土を全国一律の基準で包括的に規制するため、「宅地造成等規制法」が「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」に改正されました。

この盛土規制法が令和５年５月２６日に施行され、千葉県において

も規制区域の指定に向け各種手続きを進めており、令和7年5月までに新たな規制区域の指定を行う予定となっております。

本市においては、千葉県規制区域指定により、市内全域が宅地造成等工事等規制区域に指定される予定であり、「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」、いわゆる残土条例による災害の発生を未然に防止する目的が盛土規制法と重複することから、残土条例における盛土等の構造に係る規制を削除し、搬入土砂等の土質のみを規制する条例に改正しようとするものです。

残土条例は、広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例であることから、本市においては、改正にあたりパブリックコメントを実施することとなっております。

以上のことから、残土条例の改正及びパブリックコメントについて実施予定である旨環境審議会にて報告するものです。

議題（２）「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則」に定める安全基準の改正について【諮問】（関連資料１－３）

【諮問内容】

- ① 成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則
別表第１中の水素イオン濃度の項を削除する。
- ② 施行期日 令和７年５月予定

【説明内容】

成田市残土条例施行規則において、現在、水素イオン濃度について規制が行われておりますが、その背景には、質の悪い改良土や再生土が盛土材料として利用されていたことがあげられます。

改良土や再生土は、建設汚泥に石灰等を混ぜ合わせて作られることが主流であったことから、それらを規制するために水素イオン濃度を安全基準に定めておりました。

今般の盛土規制法の改正に伴い、国土交通省より盛土等防災マニュアルの主な改正概要と考え方が示され、その中において、盛土の施工上の留意事項における盛土の施工品質を確保するため、盛土材料の選定に当たって留意する必要がある、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の他法令の規制と照らして盛土材料としての使用が適当でない物

質を含まないようにしなければならないことなどがあげられます。

また、近年のリサイクルへの関心の高まりから「資源有効利用促進法」の観点からも盛土に利用される主な材料として建設発生土が注目されており、第4種建設発生土や建設汚泥といった軟弱な土砂等であっても適切な処理を行うことにより盛土地盤の強度が確保されることから利用が可能となります。

適切な処理の方法として、石灰やセメント系硬化剤を混合する場合があります、当該処理方法において、残土条例で規制している水素イオン濃度基準に適合しない事案の発生が懸念されます。

法令により認められる盛土材料を使用し、盛土地盤の強度を確保することから、盛土規制法の目的である災害の防止のために必要な処理をするにも関わらず、残土条例の基準に不適合となることは過度な規制を求めることになるため、土砂等の安全基準に関して改正しようとするものであり、残土条例第6条第2項により環境審議会の意見を聴くものです。

参考

《水素イオン濃度》

- ・水溶液中の酸性・アルカリ性を示す物理量のこと。0から7未満が

酸性、7が中性、7を超え～14がアルカリ性で表されます。

- ・環境基本法による土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法には水素イオン濃度は含まれていません。